

宗 務 所 便 り

2008年8月1日発信

No. 49

愛知西教区宗務所長 武山廣道 九拝

暑中お見舞い申し上げます。

朝からうだる様な酷暑が続くなか、お盆の行事、準備に何かとお忙しいことと存じます。また、お願いやら配布物も多くて大変なことと存じますがご協力ご推進のほどお願いいたします。向暑の砌、お身体ご自愛ください。

7月の報告

| | | |
|---------|------------------|--------|
| 4日 | 第32回部落解放講座 | 於、勤労会館 |
| 9日 | 花園会会長会 | 於、本山 |
| 9日 | 詩偈研修会 | 於、徳源寺 |
| 16日～17日 | 無相教会師範準師範研究会 | 於、本山 |
| 23日 | 本山参拝推進委員会 | 於、本山 |
| 24日 | 本山集団得度式 | 於、本山 |
| 24日 | 月授戒会 | 於、瑞泉寺 |
| 24日～25日 | 本山学徒研修会 | 於、本山 |
| 29日 | 愛知西教区学徒研修会、集団得度式 | 於、徳源寺 |
| 29日～31日 | 社会事業従事者研修大会 | |

8月の予定

| | | |
|---------|-----------------|-----------|
| 8日～17日 | 本所、宗務所、宗務支所 盆休み | |
| 21日～24日 | 本派安居会 | 於、本山 |
| 29日～31日 | 花園会夏季講座 | 於、本山、花園大学 |
| 30日～31日 | 禅寺一日入門（青年僧の会） | 於、一宮・妙興寺 |

<報 告>

◎ 第32期部落解放講座「部落解放をめざす愛知研修会」報告

教区人権擁護推進員 徳授寺 澤田慈明

愛知同宗連より表記講座に参加依頼がありました。当日は5名の各師にご出席いただき報告文を提出していただきました。この場を借りまして御礼を申し上げます。お忙しい中、有難うございました。

日時 2008年7月4日(金) 10:00～16:00

会場 愛知県勤労会館

内容 基調講演並びに分科会

教区人権擁護推進副員 耕雲院 服部雅昭師

部落解放・人権研究所所長、友永健三氏の基調講演「世界人権宣言 60周年における今日的課題」を拝聴しました。「世界人権宣言」とは1948年12月10日に国際連合総会にて採択されたものです。友永氏の講演では、「記念すべき60周年にあたり、改めて差別撤廃と人権確立にむけて、世界の歴史に学ぶ必要がある」と提言されました。

人権の歴史は、フランス人権宣言(1789年8月26日)に始まります。すなわちその歴史は200年余りです。しかし人間の尊厳を考えると、200年を振り返るだけではとても足りません。友永氏はビッグバン

→銀河系の誕生→太陽系・地球の誕生→生命の誕生→人類の誕生→現在生きている私たち一人一人、という宇宙の歴史(137億年だそうです)を紹介され、私たち一人一人には137億年の歴史があるのだ、と主張されました。

確かに、われわれの137億年の歴史に心を致すとき、あらゆる人権・差別問題は根源から解決されると思います。また、そうして解決に導くのが宗門人の務めでもありましょう。

また、氏の講演に引用されていた故エレンア・ルーズベルトさんの言葉には感銘を受けました。ここに紹介させていただきます。「普遍的人権とは、どこから始まるのか。それは身近な小さい場所、それもあまりにも近くて小さいので、どんな世界地図にも載っていないような場所から始まるのです。しかしこの小さな場所こそ、一人一人の人間にとっての世界なのです(一部要約)。」人権は私たちの足もとから始まるのです。

8部 永泉寺 石突義堂師

分科会 I「就職差別撤廃にむけて」

採用する側の論理、される側の言い分に大きな隔たりがあり、お互いがその胸の内を忖度しないで過ごしてきた時間の重みが採用時における「差別」となって顕現している、よって、旧来の因習や慣例の重視に固執する雇用判断基準を適用し信用するのではなく、あくまでも働く意欲を持つ個人にスポットを当てて採用事務を差別なくおこなうべきである、というような内容でした。

提言は本質的に実に単純なことでした。出自に関係なく人間としてお互いが尊重し合うのは当然のことであり、敬意を払って相対することは当たり前、ということでもあります。

個人を取り巻いているどうしようもならない事象に関しては一切触れてはならない、ということでありました。

これらを寺と檀家にあてはめたら、どうなるのでしょうか。檀信徒一人一人の性情や家庭環境は問うてはならず、ましてや個人情報詳しく聞くことがご法度ならば、葬儀の香語はどのようになっていくのでしょうか。宗教は個人の裁量の範疇において、ということは憲法上も言っていることで当たり前なのですが…お寺という世界は、いまだに古い繋がりが顕在している社会であり、我々は個人より枠組みである「家」を基とした環境に身を置いております。それをこれからは個人にだけ焦点を当てて論ぜよ、と言われてもしたら従来形の寺門経営が成り立つのでありましょうか。宗門と一般社会は違う、といつまで言い切れましょうか。

研修会場では採用の差別周辺事が主体に報告がなされ改善が言われましたが、拡大解釈すれば今までの布教の在り方が否定されているような気になったものです。

わたくしは、赤緑色盲強度第二異常という先天的なものを抱えます。一昔前ならば、運転免許さえ取れませんでした。過去、己の進路に関してはこの事実が大きな壁になって就職の選択肢が極めて狭くなっていたことを今改めて思い出しました。採用事務において垣根が低くなる、あるいはなくなることはよいことだと身を以て感じることはありません。

難しいことは解りかねますが、変えることのできない事実だけで人の一生が決せられる差別ある社会構造には大きな声を上げねばなりません。しかし、旧態の宗門姿勢がたとえ社会における差別の温床だと指摘されても良い伝統やすばらしい格式を守っていかなくてはならないのもわたくしたちが負っている使命だとすれば、その差をどうやって埋め、いかにして解決していけばよいのでしょうか。

晩学のわが身には勉強し理解を深める良い機会になったことのみを、お伝えいたします。

10部 妙徳寺 光山秀雲師

平成20年7月14日午前10時より、愛知勤労会館大ホール・小ホールに於いて「第32期部落解放講座」愛知研修会が開催された。午前中は開会式に続き「世界人権宣言 60周年に於ける今日的課題」と

題して基調講演があり、午後は1「就職差別撤廃にむけて」2「国内人権機関は何故必要なのか」と題して2班の分科会がありました。

今日一日で多くの知らない局面、又人間として、一禅僧として私自身が生きてゆく上で意義深いものを感じて参りました。

11部 金嶺寺 石井康州師

〔国内人権機関はなぜ必要なのか〕

◎B地区によこそ in 愛知県 ～差別ホームページ事件～

2007年2月6日ウェブサイトに掲載された被差別部落の所在地に関する地図や画像である。このホームページを見た時の印象をその地区に居住される方本人(山崎さん)が講演されました。以下7点を報告致します。

①10155件のアクセス、連絡があったのはたった一人であった。②ホームページの中にどうして自分の家が写っているの?③地域の中で皆の心を傷つけています。④部落といえば肉屋、肉屋といえば部落と言われる。⑤7月5日にホームページ作成者が名誉毀損で逮捕されるまで不安や恐怖のなかで暮らした。⑥司直の手に委ねる事が目的ではない。⑦作成者本人と直接話すことが出来たのは裁判が終わってからであった。以上の点から部落差別をなくする為に差別を禁止する法律が必要である。又、何らかの救済機関が必要であると強く要望されました。

◎今日の差別事件と国内人権機関の役割(新潟大学法科大学院教授 山崎公士さんの講演)冒頭に以下のように個人的見解を述べられました。国際的なプロバイダーを通じて発信される不当な情報は発信源を把握できない。個々に世の中で守るべき人権、人間の尊厳を侵されないようにする為に強い社会を構築していかなければならない。不当な情報は個人的レベルでもって無視する事が肝心である。次に以下のように講演されました。○人権機関という社会的仕組が開かれるようになったのは、アイヌ民族(先住民族)、ハンセン病患者の方々の努力によるものである。○人のゲノム等の技術革新によって新しい人権差別事象が現れる。21世紀の人権が守られるように考えていく必要がある。

○2002年第154回国会にて人権擁護法案が内閣より提出されたが継続審議を経て2003年廃案、その後法務省や自民党内で検討されるが法案の内容や運営方法、制度の必要性などを巡って賛否両論である。○税金で賄えられる場所を提供して第三者が立会い非公開にて加害者と被害者との緩やかな話し合いの場を作っていく必要がある。○インターネット上の差別問題についてプロバイダーが拒否した場合、作成者の特定が困難である。反社会的な情報を流布することの手助けをすると認定されればプロバイダーに非があるであろう。表現の自由と差別(反社会的な情報)については不当な差別者を無くするようプロバイダーを指導することが必要であろう。

○部落出身者との結婚についてトラブルになった場合、なかなか話合うことが出来ないのが実態である。○人権擁護法案等、人権についてメディアが正確にしっかりと報道出来ない実態がみられる。○韓国の人権擁護委員会は2001年に設立されたそうですが独立性が担保されて大変強い力を持っている。以上の報告の基に法的効力をもつ人権擁護委員会等の設立を早急に要望するところである。以上報告をさせていただきます。

12部 太陽院 林 佳道師

人権学習に参加して <分科会Ⅱ「国内人権機関はなぜ必要なのか」>

インターネットの普及した現代、その利便性の裏に陰湿・悪質な人権侵害が横行している。その一例として今回報告があったのが、「特定地区の地名、写真を被差別部落として掲載し、その地区が危険であり悪臭があるかのような侮辱記事」であった。

インターネットの匿名性や即時性は、これまで声を挙げられなかった人々にも、権力の腐敗や汚職を告発できるという効力をもたらしたが、反面、述べたような非常に恐ろしい道具でもあるのだ。そこで必要になるのが、タイトルの「国内人権機関」の設立である。侵害された被害者の救済はもちろん、更にはそのような侵害を許さない世界の構築のためにも、人権機関は是非とも必要なのである。

本年は、世界人権宣言60年に当たるそうである。当たるそうであるとは情けない言い様だが、実は世界人権宣言の本文を読んだかどうかさえ覚束ない。情けないのは自分だけではなさそうだ。世界人権宣言を踏まえて、国連では30の条約が提案されているのに、我が国はその内の12の条約しか批准していない。半分に満たないのだ。お隣の韓国に遅れを取っている。なんだか自分の国は先進国のような気になっていたが、考えてみると、人権の監視機構も、救済機構も設置していない先進国などはないというものだ。

しかも、あつてしかるべき人権機関の設置がなぜなされないのか、といえば、何のことはない。国会の先生が渋っていらっしゃるということだ。国民が利口になって人権の尊重を口々に言い始めると困るし、たびたび人権に関する失言をしておられる先生方も多く、出来ることなら、ないほうが良いというのが本音だということである。

言うまでもなく、生きとし生きるものの命の重さは平等であるという釈尊の教えは、一見平等に見えて、その実、様々な人権侵害に脅かされている現代社会にこそ活かされなければならない。宗教団体として取り組むべきテーマの一つに、「人権機関の設立を国に積極的に働き掛ける」も考えるべきものであろう。と言うところで、少々気になることがある。

「本派の寺の壇信徒は花園会員だ。」と言う声を聞くが、「花園会員になる、ならない」は任意・自由のはずであり、強制すればそれは人権侵害となる。「御詠歌の会への参加」「寺庭婦人の会への入会」「青年僧の会への入会」なども同様であろう。

身近な所にも、気づかずに人権に抵触するようなことが多い。布教・教化の大前提として、最も基本にある人権について互いに学習し、常に気を配りたいものである。

◎ 愛知同宗連 役員・担当者研修会 教区人権擁護推進員 徳授寺 澤田慈明

上記研修会が行われました。当日は、耕雲院・服部雅昭師にご出席をしていただきました。報告書を頂いておりますので、ご紹介をいたします。

日 時 7月24日(木) 13:00～15:30

場 所 名古屋市中文化センター

テーマ ビデオ学習をふまえて、愛知部落解放運動のとりくみの講演

人権擁護推進副員 耕雲院 服部雅昭師

去る7月24日、愛知同宗連役員・担当者研修会が名古屋市立中文化センターにて開催されました。前半は、ビデオ学習ということで、部落の歴史を、中世・江戸時代・明治時代・現代と時代を追って振り返る内容でした。後半は、部落解放同盟愛知県連合会書記次長の山崎鈴子氏による、ビデオ学習を踏まえての講演でありました。

氏は先日の「部落解放をめざす愛知研修会」においても講演をされ、ご自身の体験を踏まえてのお話には前回に引き続き、臨場感、迫力があり、こちらも胸の痛む思いがいたしました。今回の研修に参加し、部落の歴史を学ばせていただいたことは、部落問題・差別問題に対する、思いこみ、間違った理解を正し、きちんと理解(例えば、江戸時代の土農工商制度というのがあるが、土農工商という概念はもと中国にあり、階級の順序を決めるものでなく、一般民衆全般を示すものである、という解説があった)していくためにも、有意義であったと感じました。

<お願い お知らせ>

◎ 教区花園会・女性部研修会のご案内、参加募集の御願い

来る、9月25日(木)午前10時より、午後2時まで、宗務所(白林寺)において「教区花園会・女性部研修会」を開催いたします。主に法話と二胡の演奏会をします。

各部より、女性部会長様を含めて 5名以上 の参加募集を御願いたします。内容等は別紙にてご案内いたします。

支所長様にはお盆のお忙しき時に恐縮ですが、9月10日までに まとめていただき 宗務所へ氏名、住所を報告下さいますよう御願申し上げます。(昼食準備のため必ず報告下さい。)

◎ 秋彼岸 特別布教

巡教師は、岐阜東教区 台番 2277 龍門寺 田尻和光師。
各部(支所)で1ヶ所は開催をしていただきたいと願いたします。聞法の機会をつくってあげるのも教化の一環です。たとえ少数の参加であっても……

◎ 「ミャンマー・サイクロン、中国・四川大地震」災害・義援金募金の御願い

本派花園会本部より5月15日に、各寺院へ上記の内容にて義援金募金の御願いが発信されました。教区にて義援金を一括集約して花園会本部へ送付させていただきます。

皆様にはご理解ご協力をお願い申し上げます。教区よりの依頼状 下部(赤色)振込取扱表をご利用下さい。尚、締め切り日8月25日までにお振込み下さい。現在549,000円届いています。

◎ 開山 650 年教区遠諱法要、第 53 回花園会愛知西大会、荷担の御願い

教化本部

10月28日(火)午前10時から午後4時30分頃まで開催いたします、「教区遠諱法要、第53回花園会愛知西大会」のご荷担を以下の皆様にお願いたします。尚、該当の皆様には、9月1日付けで「荷担依頼状」を発信させていただきますので宜しく御願いたします。

- | | | |
|-------------|----------------|--------------|
| ①支所長様 14名 | ②推進委員様 14名 | ③セミナー委員様 11名 |
| ④花園会部会長 14名 | ⑤花園会女性部部会長 14名 | ⑥青年僧の会 9名 |
| ⑦教区梵唄講師 3名 | ⑧寺庭婦人会 4名 | ⑨教区役員 8名 |

以上 91名の皆様にお願いたします。

※ セミナー委員、青年僧の会にて人数が少ないのは、推進委員等と兼任をされておりますのでご了承下さい。

◎ 開山無相大師 650 年・教区遠諱法要について

教化本部

開山無相大師 650 年遠諱法要を愛知西教区では、

平成 20 年 10 月 28 日 (火) (友引) 午前 10 時より 開催いたします。

6月初旬には、支所を通じて 各和尚様に拝請状を発信いたしました。支所長様には、再度 出席の要請をお願いいたします。各和尚様にはご多用の時期とは存知ますが御出頭をお願いいたします。拝請状は、住職、垂示をされた方全員に出しております。お体のご不自由な方、病氣療養中の方はご無理をなさらないようにと、支所長様はご配慮下さい。以外の方には、全員出席にて御願いたします。 教区より出席名簿を支所に配布いたしますので確認をお願いいたします。

又、各寺院より花園会役員様 1 名 (各寺院花園会会長、又は代理の方) の御出席をお願いいた

します。当日は、午前 10 時より式典、引き続き 開山 650 年遠諱愛知西教区法要。管長猥下を導師に御迎えし、各寺院の花園会会長様と共に法要を行ないます。昼食あり。

※ 各寺院花園会会長様には、支所長様經由にて各寺院に「案内状」を配付して頂きます。寺院花園会会長様（午前出席者）にお渡し下さいますように、宜しくお願いいたします。

午後 1 時から、「第 53 回花園会 愛知西教区大会」。花園会員様、並びに一般の方を迎えて、妙心寺派の教えを一般社会に広めるようにと、式典につづき「特別講演 五木寛之氏」をお迎えして「慈のいのち 悲のいのち」と題して講演をしていただきます。

午前中の遠諱法要、午後の花園会愛知西教区大会と終日のご予定にてお願いいたします。今回の「650 年教区遠諱法要、花園会愛知西教区大会」を「第 2 回教区寺院セミナー」とし、研修会として開催いたします。僧侶の皆様、寺庭の皆様、寺族の皆様にも是非御参加賜われますようにご案内申し上げます。今から御予定をいただきますように宜しく御願いたします。

※ 僧侶の皆様は、「第 53 回花園会愛知西大会」参加費 1000 円は 不要です。

◎ 第 53 回花園会愛知西大会 参加者募集のお願い 教化本部

平成 20 年 10 月 28 日（火）（友引）午後 1 時より 中京大学文化市民会館にて教区遠諱法要に引き続き開催いたします。

募集人数は、1,000 名。各支所単位にて募集希望人数のお願いをいたしますので、支所長様を中心にして募集をお願いいたします。参加費 1,000 円。

※ 各寺院花園会会長様も 会費をお願いいたします。尚、1 階席（1542 席）を花園会員用、2 階から 4 階（749 席）を一般用に区分けいたします。花園会員様の募集予定人数を超えても受け入れは十分可能です。多くの方のご参加募集をお願いいたします。

7 月 1 日に、各支所へ花園会愛知西大会「参加募集・申込用紙」を配布しました。花園会員数の 1/2 の枚数（8,000 枚）を配布いたします。支所長様には、各寺院に募集会員数の 8 倍を配布し募集のお願いをして下さい。締め切りは 9 月末日、参加費@1,000 円を添付し、支所でまとめてから宗務所へ提出して下さい。

各部 募集希望会員数 (1000 名)

| 部 | 募集会員数 | 配付枚数 | 部 | 募集会員数 | 配付枚数 |
|-----|-------|------|------|-------|------|
| 1 部 | 177 | 1420 | 8 部 | 44 | 360 |
| 2 部 | 69 | 560 | 9 部 | 109 | 880 |
| 3 部 | 34 | 280 | 10 部 | 134 | 1080 |
| 4 部 | 49 | 400 | 11 部 | 75 | 600 |
| 5 部 | 73 | 590 | 12 部 | 36 | 290 |
| 6 部 | 51 | 410 | 13 部 | 33 | 270 |
| 7 部 | 56 | 450 | 14 部 | 61 | 490 |

◎ 第44回本山寺庭婦人研修会

例年3月にありますが今年度は、平成20年10月20～22日の2泊3日で、参加費15,000円。本山での研修会受講は義務制です。寺庭婦人で未履修の方はお連れだつて是非受講下さい。昨年より未就学児の託児所が設置され日中は研修会に集中していただき、夜はお子様と一緒に休めます。託児が難しい方には付添者1名を認め、その宿泊費は無料(教学部負担)です。但し事前申込みのこと。履修希望者は、9月20日までに宗務所へお申し込みください。

※ 本派寺庭婦人台帳未登録の方は、登録を済まされますようお願いいたします。

◎ 兼職実態調査のお願い

調査票にご記入の上、9月末日までに宗務支所長様に提出してください。兼職の無い方もご回答ください。

◎ 特別報恩写経の推進

すでに花園会員数配布されております枚数ぐらい写経の推進お願いいたします。写経用紙不足な方は、申し出により花園会本部にて無料でいただけます。法要・行事などに配布し写経のご縁を広めていただきたく存じます。写経する機会を与えてあげることが教化になります。遠諱をご縁に報恩写経の推進をお願いいたします。納経しますと各自に本山より納経証が送付されます。納経された花園会員の方には大変喜ばれます。

◎ 花園会 全国大会

来る12月6日(土)「京都国際会館・大会議場」において開催されます。教区一括して申し込み、バス(日帰り)にて参加予定です。

※バスの代金は、教区花園会・研修会予算にて準備をいたします。当教区の参加募集要項は、あらためて配布させていただきます。参加推進のご協力をお願いいたします。予定人数 120名。



妙心寺と開山さま

六五〇年大法要

遠諱テーマ 『どう活かす わたしのいのち』

妙心寺展 (於、名古屋市博物館)
平成21年10月10日～11月23日